

長浜市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

指定公金事務取扱者の名称及び住所	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー25階 弁護士法人はるか 代表社員 弁護士 山口 伸人
指定をした日	令和8年4月1日
委託をした日	令和8年4月1日
委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委託した公金事務に係る歳入の種類	墓地年間管理料 福祉医療費返還金 資格喪失後受診による保険給付還付金 保健医療機関廃止による診療報酬返還金 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に規定する返還金 同法第78条に規定する徴収金 住宅使用料 損害金 退去修繕負担金 農業集落排水処理施設使用料 市設防犯灯 損傷に係る損害賠償金 学校給食費 保育所・認定こども園 給食費 放課後児童クラブ保護者負担金 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外分）返還金
収納の方法	現金又は指定口座への振込